

教育・保育提供区域設定の考え方について

1. 「教育・保育提供区域」とは

「子ども・子育て支援法第61条」により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならぬとされています。

◆子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

国では、「教育・保育提供区域」の設定について以下の点を述べています。

【国の区域設定における考え】（子ども・子育て支援法に基づく基本指針案 参照）

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定をすることが基本となる
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

2. 「子ども・子育て支援事業計画」で定める事項

(1) 教育・保育提供区域ごとに、次の事項を定めます。

○ 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」（必要利用定員総数）、

教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期

○ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保の内容及び実施時期」

(2) 教育・保育提供区域設定にあたり留意すべきポイントについて

①事業量の調整単位として適切な規模か

- ・ 区域内の児童数や面積は適切な規模か
- ・ 区域ごとに事業量の見込み算出が可能か
- ・ 区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか

②事業の利用実態を反映しているか

- ・ 保護者の移動状況を踏まえているか
- ・ 設定した区域内で事業の展開が可能か
- ・ 現在の事業の考え方とマッチしているか

(3)「教育・保育提供区域」の運用イメージ

「教育・保育提供区域」ごとに下表を作成し、那須塩原市として現状をふまえた量の見込みを設定し、「確保内容」「実施時期」を記載する必要があります。

◆特定教育・保育事業：「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」のイメージ

教育・保育提供区域ごとに下の表を作成する必要あり。仮に中学校区を選択すると、10区分の作成を要する。

以下の認定区分ごとに記載
【1号】3-5歳・教育のみ
【2号】3-5歳・保育あり
【3号】0-2歳・保育あり

ニーズ調査をベースに区域・年度・認定区分ごとの量の見込みを算出。実績に応じて、随時見直し。

Aブロック		27年度			28年度			29年度			...
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	...
①量の見込み (必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	...
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(特定教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	...
	特定地域型保育事業			20人			30人			50人	...
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	...

◆地域子ども・子育て支援事業：「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」のイメージ

Aブロック	27年度	28年度	29年度	...
地域子育て支援拠点事業				
①量の見込み(推計値)	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	...
②確保の内容(整備目標)	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	...
②-①	0	0	0	...

Aブロック	27年度	28年度	29年度	...
放課後児童健全育成事業				
①量の見込み(推計値)	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)	...
②確保の内容(整備目標)	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)	...
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0	...

⋮

※事業ごとに記載

(4) 那須塩原市の「教育・保育提供区域」

地域区域の条件としては、地理的条件や現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況を勘案し、那須塩原市の教育・保育提供区域は以下の3案を候補とし、比較を行います。

区 域	概 要
①全市	那須塩原市全域を一つの区域として設定。
②旧市町	黒磯・西那須野・塩原の3区域として設定。
③中学校区	黒磯・厚崎・黒磯北・日新・東那須野・高林・三島・西那須野・常根・塩原の10区域として設定。

◆区域の設定範囲別メリット・デメリット

区域の設定範囲	メリット	デメリット
①全市	○利用者の選択範囲が広がる。 ○勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できる。 ○一時的な需要の増減等に対して、広域で調整がしやすい。	○利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅から遠くなる可能性がある。 ○区域内にバランスよく施設・事業が配置されない場合がある。
②旧市町	○施設運営は、広範囲の児童を柔軟に受け入れられ、安定しやすい。	○区域によって利用者の選択範囲に差が生じる。 ○勤務地の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できない。
③中学校区	○利用者の居住区域内に必要な施設・事業が整備され、利便性が高まる。	○供給体制が整わない区域については、新たに確保策を講じる必要がある。